地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５及び第１６７条の５の２の規定により制限付き一般競争入札を執行するので、同令第１６７条の６第１項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月２５日

多賀城市長　深谷　晃祐

１　入札に付すべき事項

(1) 工事の種類　　舗装工事

(2) 工事の名称　　令和７年度汚水老朽管更新工事に伴う舗装復旧工事

(3) 工事の場所　　多賀城市浮島一丁目地内

(4) 工事の期間　　契約締結日の翌日から令和９年３月１５日まで

(5) 工事の概要　　別表に示すとおりとする。

(6) 支払条件

ア　前払金　　有り（契約金額の４０パーセント以内）

イ　中間前払金　有り。ただし、契約金額が３００万円以上のものに限る。

ウ　出来高払　　無し

エ　支払の特則　無し

(7) 最低制限価格　設定している。

(8) 週休２日工事　対象（発注者指定型）

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札期日において、下記の要件を満たしている者であること。

(1) 令和７・８年度における多賀城市の競争入札参加資格の承認を得ていること。

(2) 多賀城市内に本店又は支店若しくは営業所等を有すること。

(3) 多賀城市上下水道部有資格業者に対する指名停止措置基準（令和３年多賀城市上下水道告示第５号）に定める指名停止又は指名回避の期間中でないこと。

ただし、指名停止及び指名回避については、制限付き一般競争入札参加申請書等の提出期限の日から入札期日までの期間に指名停止又は指名回避を受けていないことする。

(4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。

(5) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条第１項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。

(6) 地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(7) 多賀城市上下水道部入札契約暴力団等排除要綱（平成２０年多賀城市上水道告示第１４号）第４条で規定する別表の措置要件のいずれかに該当する者でないこと。

(8) 技術的条件その他の条件は、別表に示すとおりとする。

3　入札参加申請に関する事項

(1) 入札参加資格申請書類の交付期間

令和８年１１月２６日（木）から令和８年１２月７日（月）まで

(2) 当該工事に係る仕様書及び設計図（以下「設計図書等」という。）の閲覧の期間

令和８年１１月２６日（木）から令和８年１２月１６日（水）まで

(3) 上記(2)の閲覧の期間内に入札参加を希望する者に対し、設計図書等の貸出しを企画経営部財政課で行う。

(4) 当該工事に対する質問書の提出期間

令和８年１１月２６日（木）から令和８年１２月７日（月）まで

(5) 質問書に対する回答書は、企画経営部財政課内で閲覧に供するとともに、入札参加資格を有する者として認められた者に対し、当該回答書をＥメール又はファクシミリにより送付する。

4　入札参加資格申請に関する事項

(1) 入札参加者は、令和８年１２月７日（月）までに次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を企画経営部財政課に提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

ア　制限付き一般競争入札参加申請書　１部

イ　同種又は類似の工事の施工実績調書　１部

ウ　建設業の許可証の写し　１部

エ　最新の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し　１部

オ　直近１年分に係る納税証明書の写し（法人にあっては、法人市民税及び固定資産税、個人にあっては、個人市民税及び固定資産税）　各１部

なお、上記ウからオまでに掲げる書類については、競争入札参加申請の際に既に提出している場合は不要とする。

(2) 申請書類の作成に係る費用は入札参加者の負担とし、提出された申請書類は返却しない。

(3) 入札参加資格の有無は、令和８年１２月１１日（金）に通知する。
(4) 入札参加者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、市長に対し、その有しないとされた理由の説明を求めることができる。
(5) 上記(4)の説明を求める場合には、その旨を記載した書面を企画経営部財政課に提出すること。

5　入札執行の日時及び場所
令和８年１２月１７日（木）　午後２時１０分から
多賀城市役所　旧母子健康センター１階　会議室

6　入札方法等
(1) 入札に参加する際は、企画経営部財政課に備える競争入札要領を熟読すること。
(2) 入札書は、本人又はその代理人が入札場所に出席して提出すること。
なお、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。
(3) 最初の入札書提出の際には、必ず工事内訳書を一緒に提出すること。
(4) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
(5) 入札執行回数は、３回を限度とする。ただし、入札参加資格を有すると認められた者が、１者のみの場合、入札執行回数は１回限りとする。

7　入札保証金に関する事項
入札保証金は、免除する。

8　入札の無効に関する事項
本公告に示した入札に参加する者に必要な資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに多賀城市上下水道部契約規程（平成８年多賀城市水道部規程第９号）及び多賀城市上下水道部建設工事制限付き一般競争入札実施要綱（平成２１年多賀城市上下水道部告示第９号）において示した入札に関する条件に違反した者のした入札は、無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

9　落札者の決定

(1) 予定価格の制限内の価格で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

(2) 入札の結果、落札者がいないときは、地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号）第２１条の１３第１項第８号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

１０　契約保証金

契約金額の１０分の１以上の金額とする（詳細は、企画経営部財政課に備える契約保証に関する説明書による。）。

１１　契約の締結

落札者の決定後、この入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が上記２の(1)から(8)までに揚げる要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

１２　その他

(1) 本案件は、消費税及び地方消費税相当額１０パーセントとして取り扱うものとする。

(2) 工事内容に関する電話での質問は、一切受け付けない。

(3) 契約の履行に当たり、請負人（下請負人を含む。）が暴力団員等による不当要求や妨害を受けたときは、速やかに警察に通報するとともに、多賀城市に対しその旨を報告すること。

(4) この入札に関する規則、要綱及び関係書類等は、多賀城市役所２階情報公開コーナーにおいて閲覧できる。

なお、多賀城市のホームページ(URL http://www.city.tagajo.miyagi.jp)から関係書類をダウンロードすることができる(関係書類等へのリンクは、市政情報　→　市が発注する仕事　→　入札　→　制限付き一般競争入札の発注工事（上下水道部発注分）)。

別表

工事概要		舗装工 表層工　再生密粒度As20F t=5cm A＝ 800㎡ 上層路盤工　再生安定処理 t=6cm A＝ 800㎡
技術的条件その他の条件	(1) 建設業許可の条件	国土交通大臣又は宮城県知事の許可業者であり、舗装工事業に係る特定建設業の許可を得ていること。
	(2) 経営事項審査の条件	令和８年４月１日現在で有効な総合評定値通知書の舗装工事に係る総合評定値が６５０点以上であること。
	(3) 配置技術者の条件	建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定により配置すること。
	(4) 施工実績の条件	平成２８年度以降に、国又は地方公共団体が発注した１件あたりの契約金額が５００万円以上の舗装工事を元請として施工完了した実績を有すること（建設共同企業体での実績を除く。）。
	(5) 施工技術の条件	特になし